

# 計 画 書

## 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘 6 丁目 1 生産緑地地区ほか 6 地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘 6 丁目 1 生産緑地地区	約 0.16 ha	約 0.12 ha の減
武庫之荘 6 丁目 5 生産緑地地区	約 0.20 ha	約 0.11 ha の減
武庫之荘 7 丁目 6 生産緑地地区	約 0.06 ha	約 0.06 ha の減
大島 1 丁目 2 生産緑地地区	約 0.12 ha	約 0.06 ha の減
大島 3 丁目 1 生産緑地地区	約 0.05 ha	約 0.02 ha の減
食満 7 丁目 3-5 生産緑地地区	約 0.14 ha	約 0.02 ha の増
田能 6 丁目 11 生産緑地地区	約 0.21 ha	約 0.12 ha の減

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地の武庫之荘 9 丁目 3 生産緑地地区ほか 7 地区を廃止する。

名 称
武庫之荘 9 丁目 3 生産緑地地区
武庫之荘本町 2 丁目 4 生産緑地地区
武庫之荘本町 2 丁目 8 生産緑地地区
富松町 3 丁目 1-3 生産緑地地区
富松町 3 丁目 1-4 生産緑地地区
南武庫之荘 9 丁目 3 生産緑地地区
南塚口町 4 丁目 1 生産緑地地区
御園 2 丁目 1 生産緑地地区

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

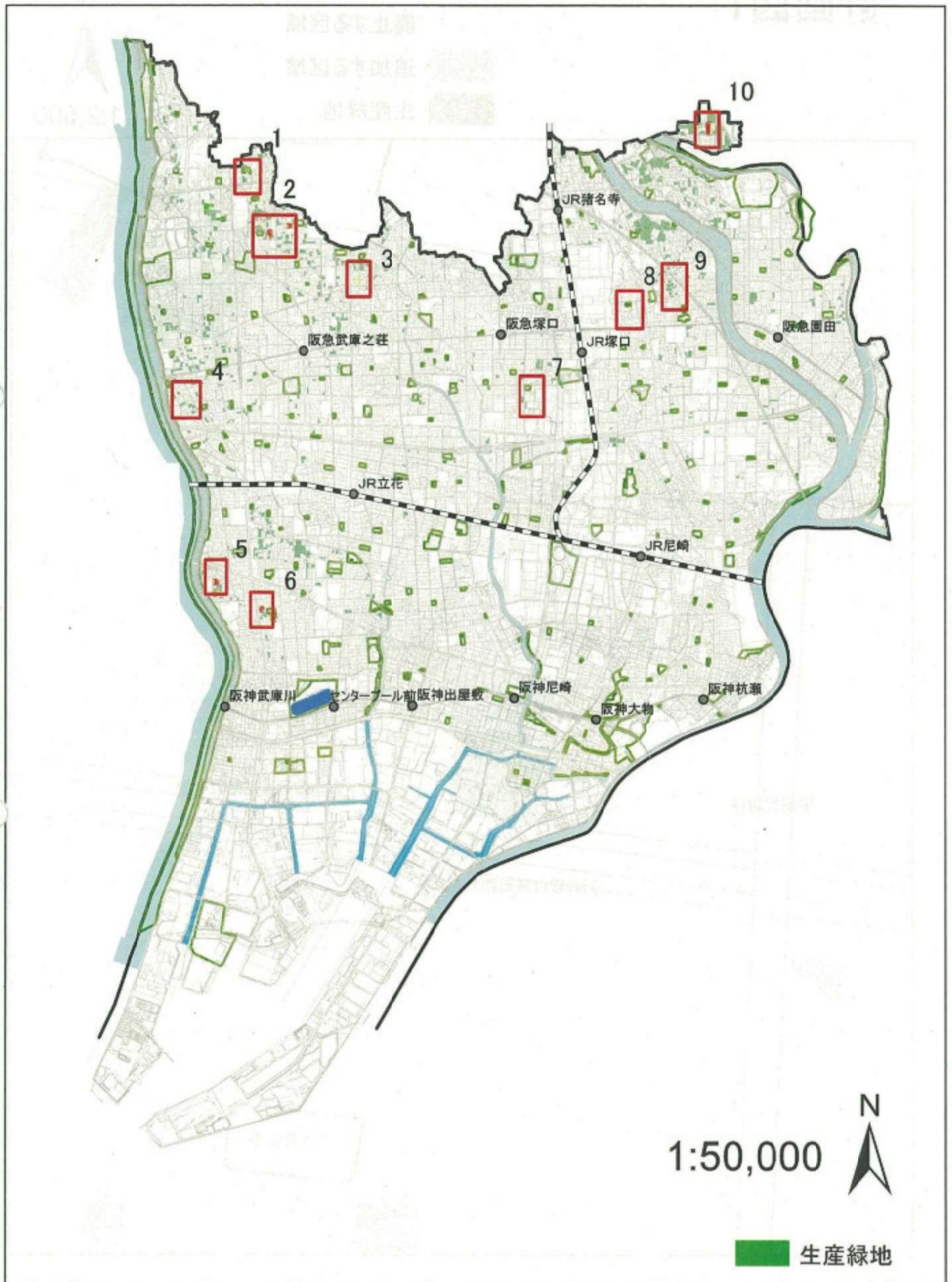
別添理由書のとおり

## 理 由 書

都市環境や防災に対する緑地の確保などの都市計画的観点から、残された宅地化農地を生産緑地に指定することにより、保全を図ることとして、指定基準を満たすものについて、生産緑地地区に追加する。

また、生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。

# 生産緑地地区変更位置図（平成28年度）

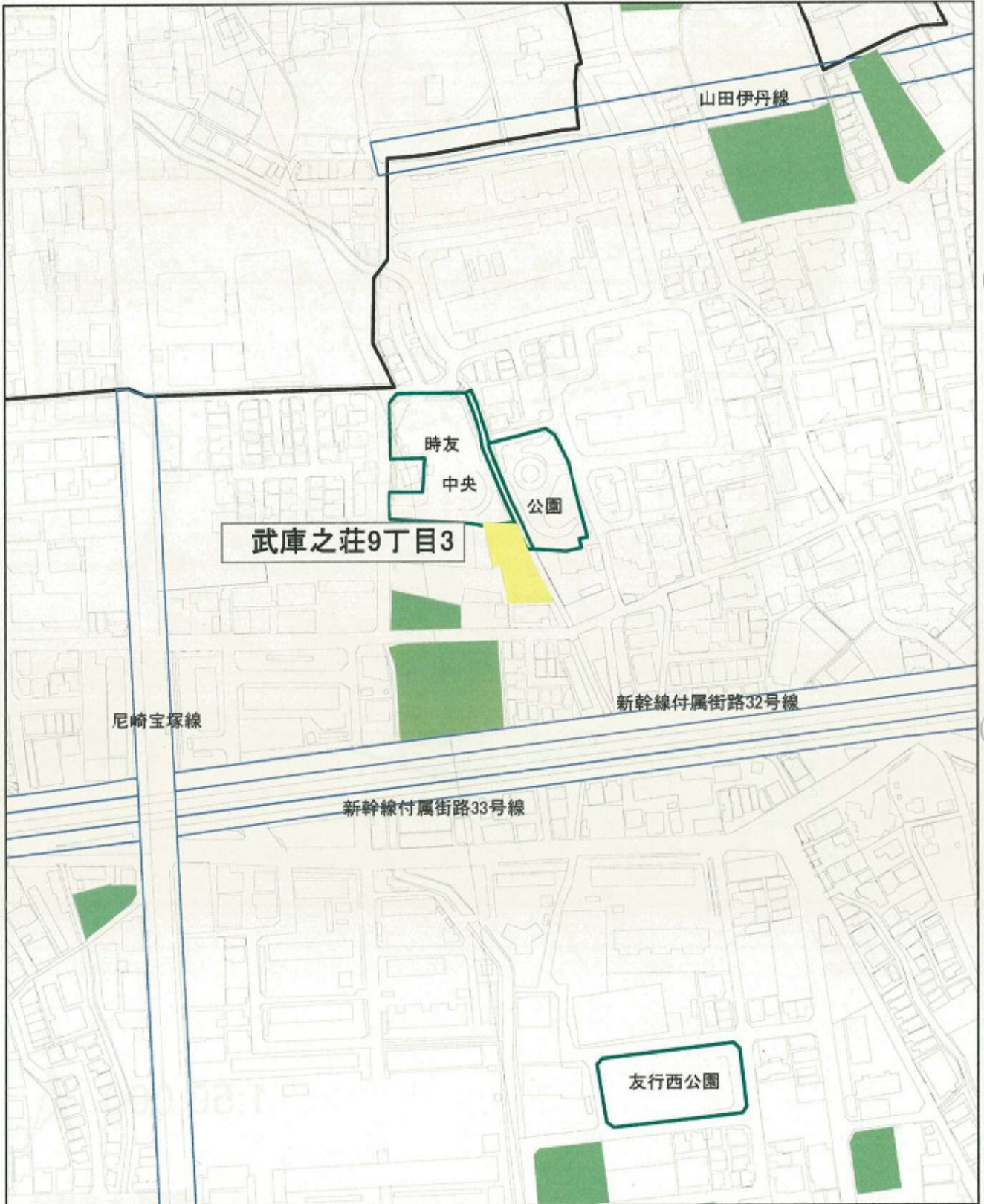


# 計画図1

## 凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加する区域
- 生産緑地

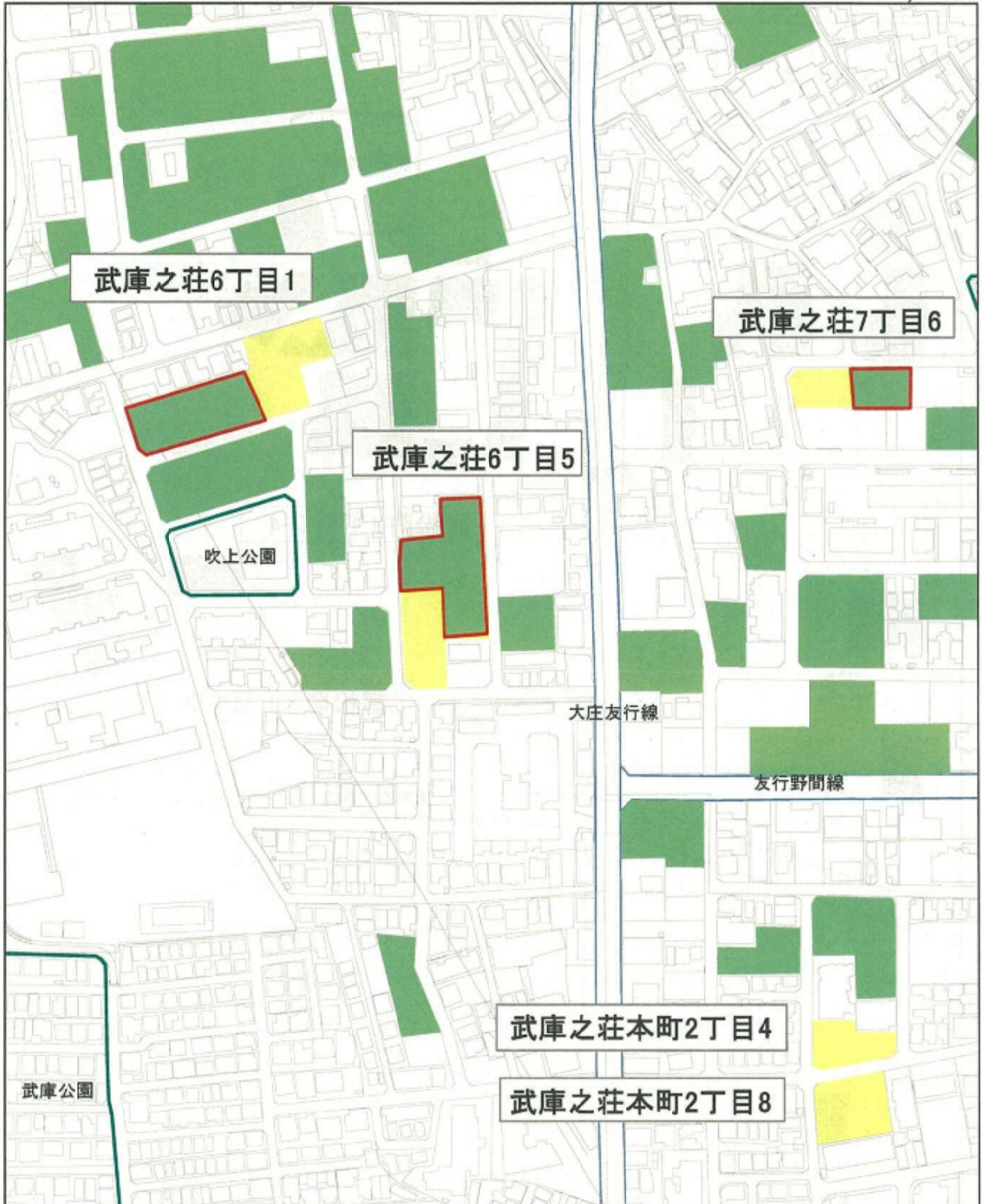
N  
1:2,500



# 計画図2

## 凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 追加する区域
- 生産緑地

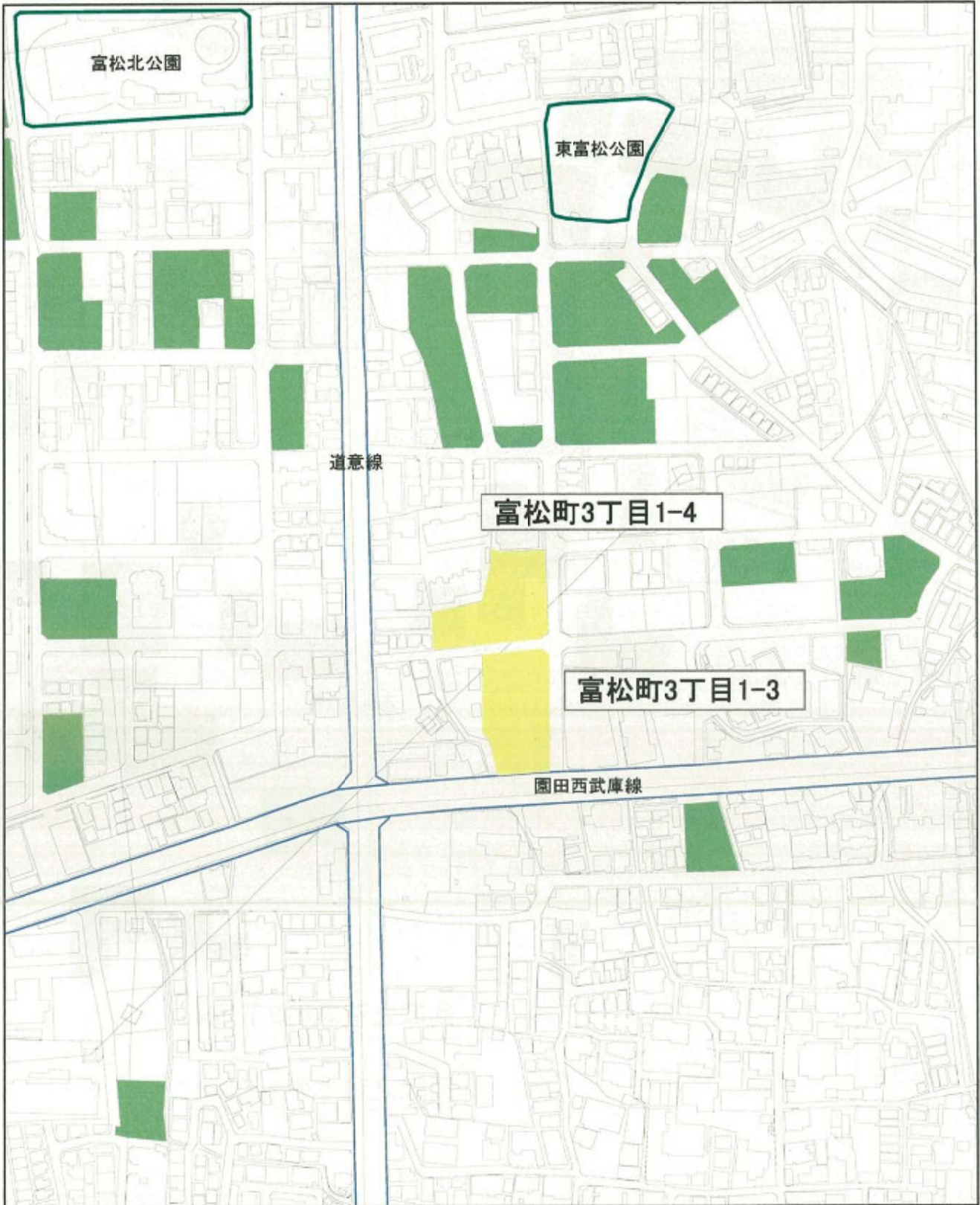


# 計画図3

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地

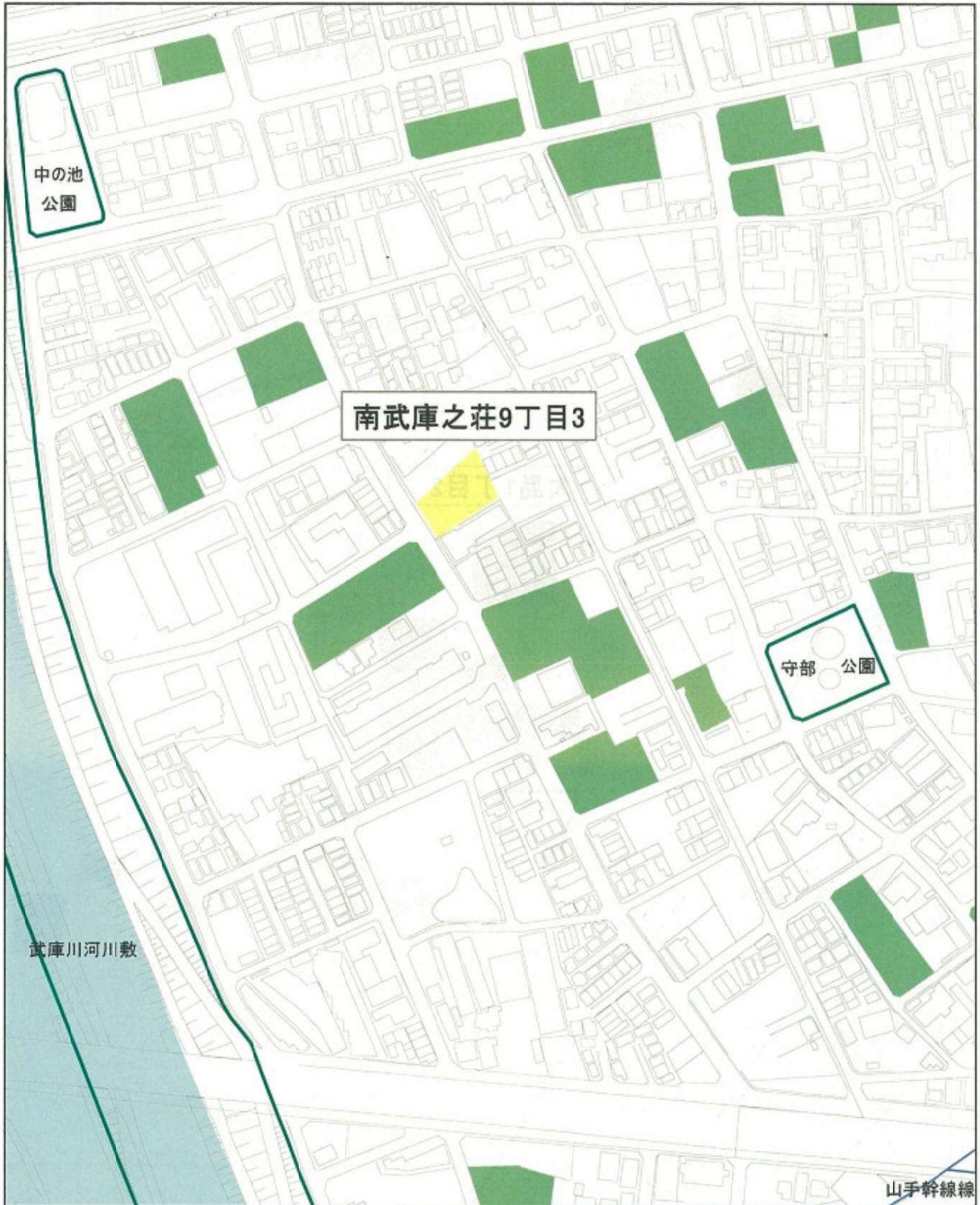
N  
1:2,500



# 計画図4

## 凡例

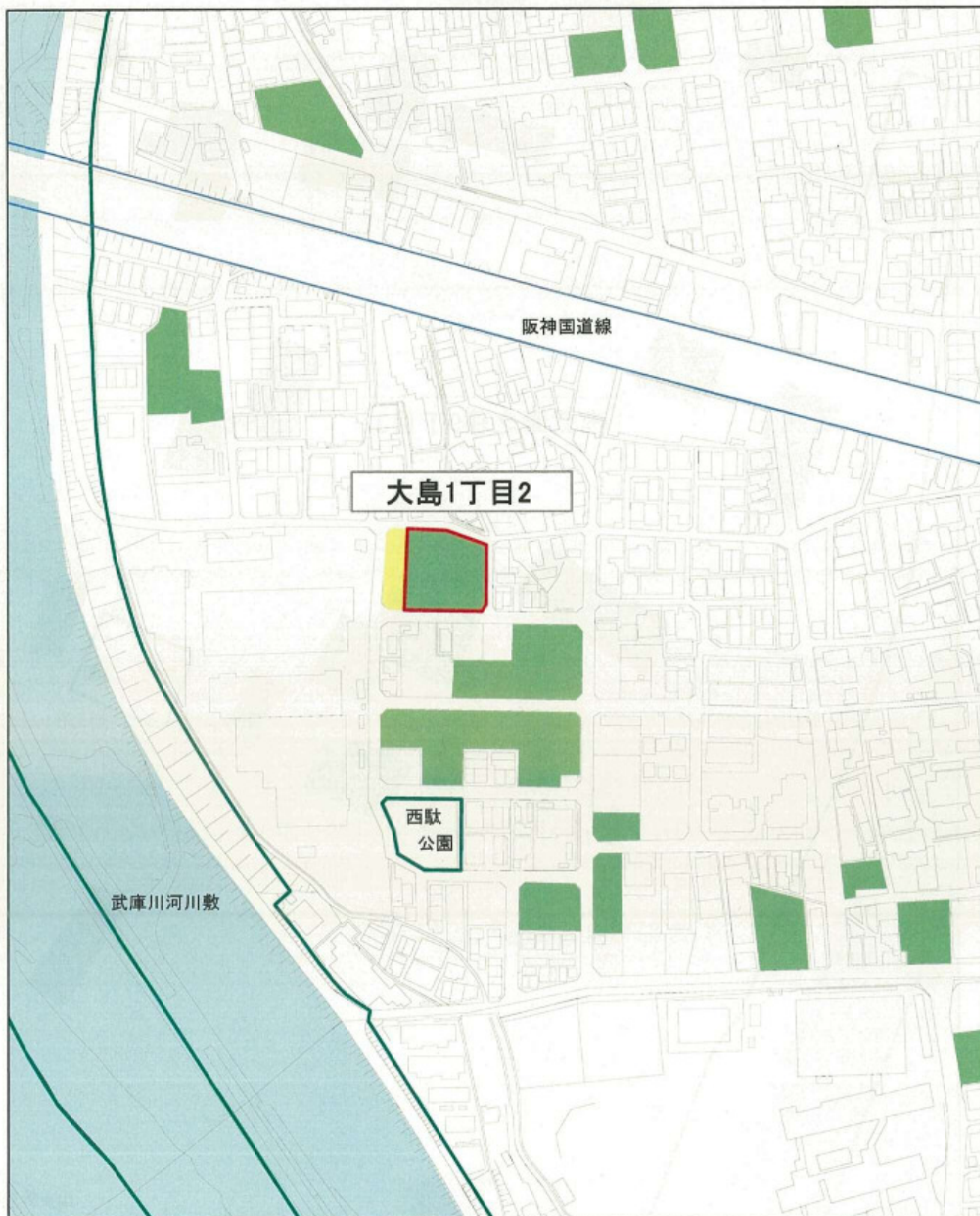
-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地



# 計画図5

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地

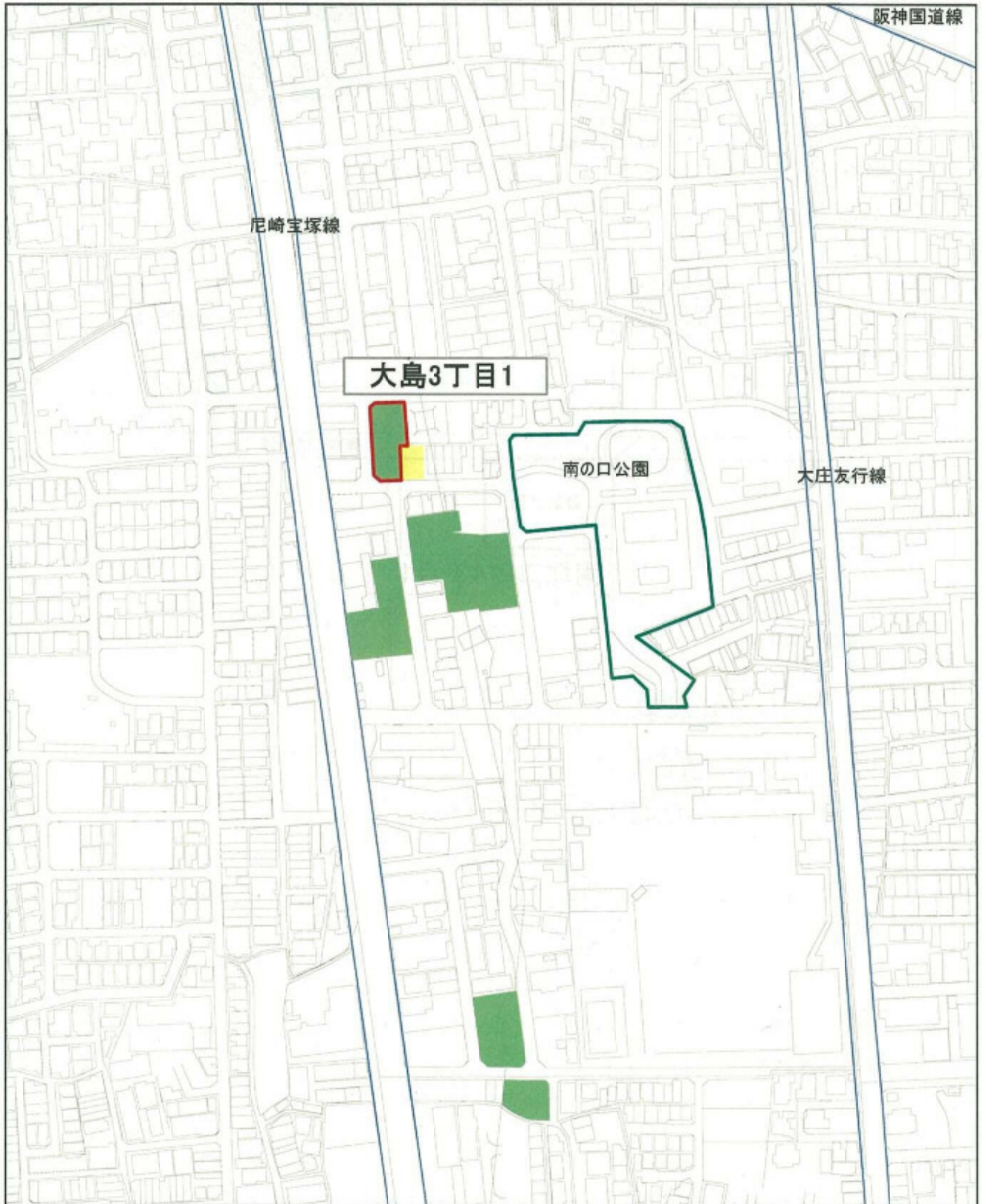




# 計画図6

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地

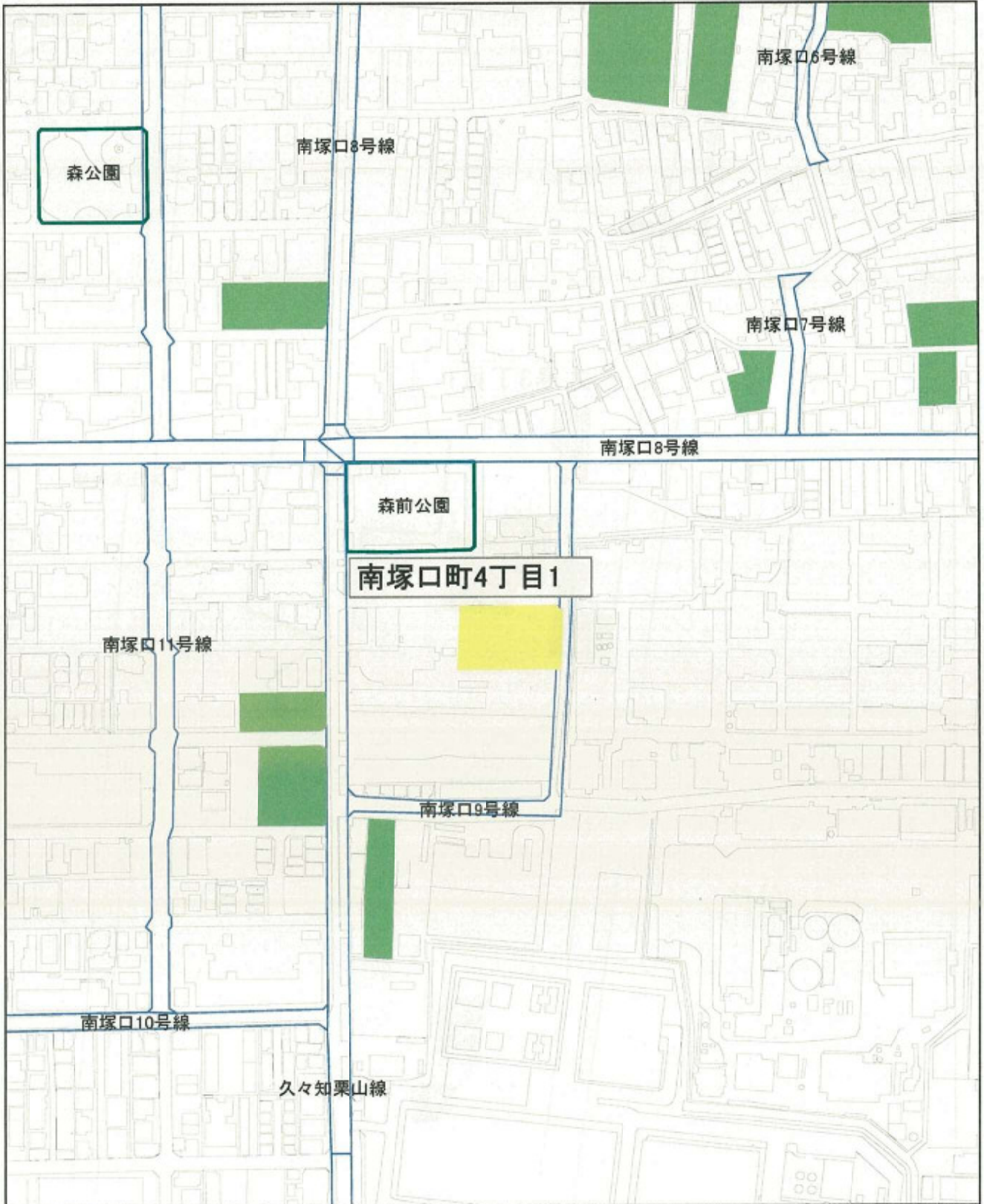


# 計画図7

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地

N  
1:2,500

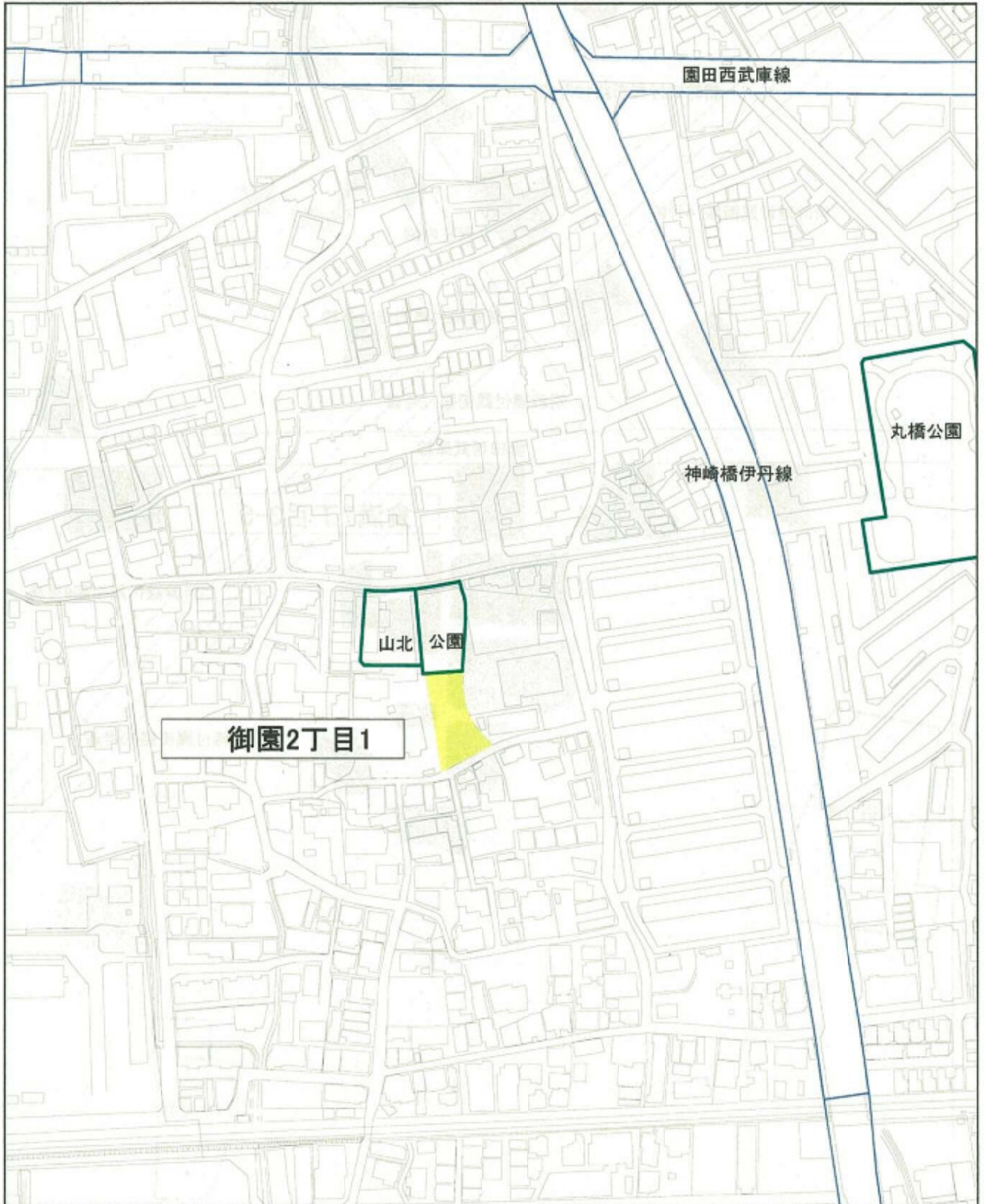


# 計画図8

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地

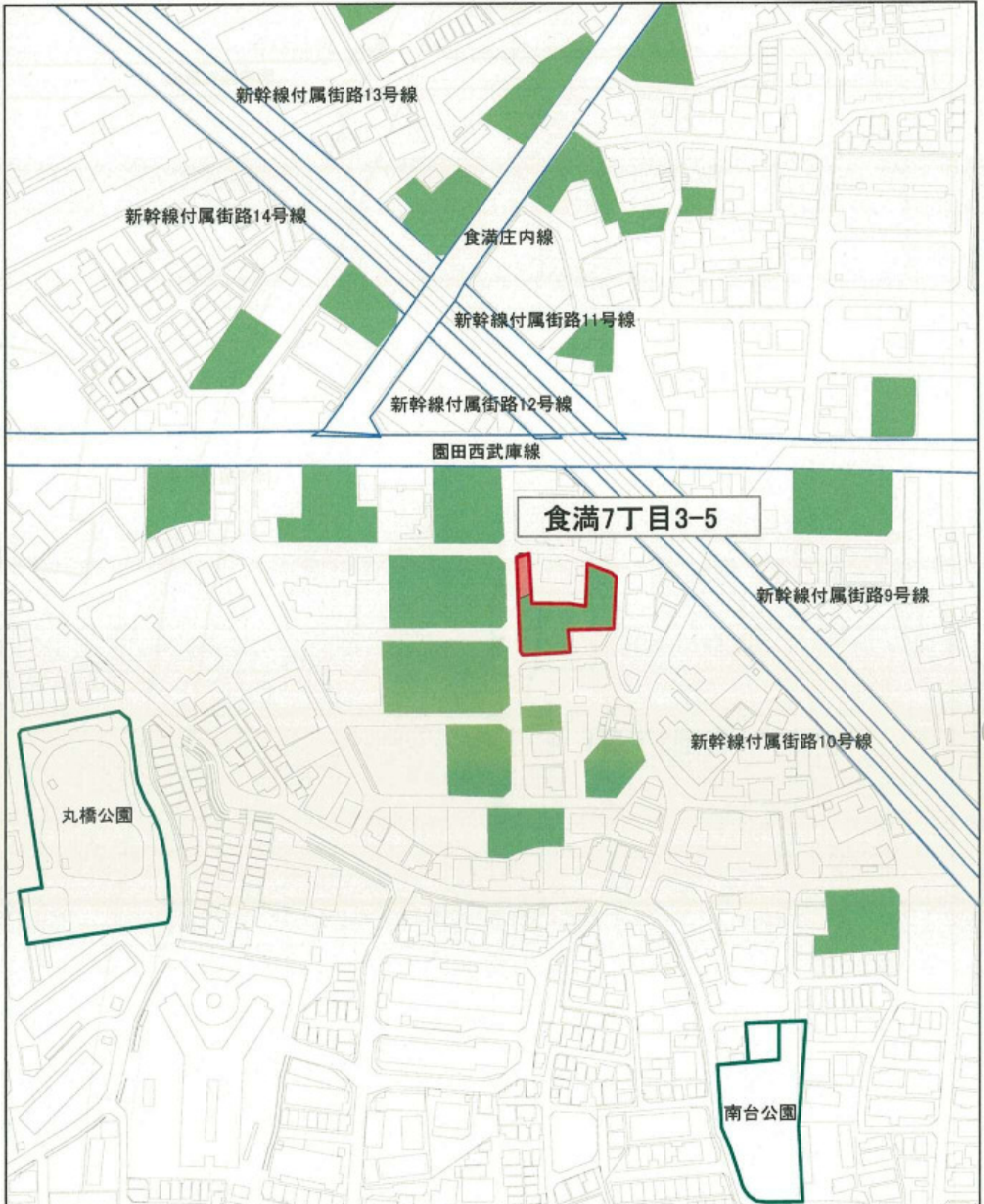
N  
1:2,500



# 計画図9

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地



# 計画図10

## 凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  追加する区域
-  生産緑地



<別表> 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 ha (㎡)	増減 ha (㎡)	変更後面積 ha (㎡)	発生理由
1	武庫之荘9丁目3	地区の廃止	約 0.05 (525)	△ 約 0.05 (△525)	0	死亡一部要件喪失
2	武庫之荘6丁目1	面積の減	約 0.28 (2,818)	△ 約 0.12 (△1,230)	約 0.16 (1,588)	故障
3	武庫之荘6丁目5	面積の減	約 0.31 (3,079)	△ 約 0.11 (△1,062)	約 0.20 (2,017)	故障
4	武庫之荘7丁目6	面積の減	約 0.12 (1,161)	△ 約 0.06 (△599)	約 0.06 (562)	故障
5	武庫之荘本町2丁目4	地区の廃止	約 0.07 (722)	△ 約 0.07 (△722)	0	故障
6	武庫之荘本町2丁目8	地区の廃止	約 0.11 (1,077)	△ 約 0.11 (△1,077)	0	故障
7	富松町3丁目1-3	地区の廃止	約 0.18 (1,768)	△ 約 0.18 (△1,768)	0	死亡
8	富松町3丁目1-4	地区の廃止	約 0.18 (1,828)	△ 約 0.18 (△1,828)	0	死亡
9	南武庫之荘9丁目3	地区の廃止	約 0.09 (934)	△ 約 0.09 (△934)	0	死亡
10	大島1丁目2	面積の減	約 0.18 (1,811)	△ 約 0.06 (△613)	約 0.12 (1,198)	死亡
11	大島3丁目1	面積の減	約 0.07 (722)	△ 約 0.02 (△185)	約 0.05 (537)	死亡
12	南塚口町4丁目1	地区の廃止	約 0.14 (1,400)	△ 約 0.14 (△1,400)	0	死亡一部要件喪失
13	御園2丁目1	地区の廃止	約 0.08 (753)	△ 約 0.08 (△753)	0	死亡
14	食満7丁目3-5	面積の増	約 0.12 (1,228)	約 0.02 (154)	約 0.14 (1,382)	追加
15	田能6丁目11	面積の減	約 0.33 (3,301)	△ 約 0.12 (△1,239)	約 0.21 (2,062)	死亡
			約 2.31 (23,127)	△ 約 1.37 (△13,781)	約 0.94 (9,346)	

追加する地区数(0地区)・変更する地区数(7地区)・廃止する地区数(8地区)

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	522 地区	514 地区
総 面 積 (B)	約 77.4 ha	約 76.0 ha
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 93.1ha	※2 約 90.9 ha
比 率 (B/A)	83.1 %	83.6 %

※1 平成 27 年 1 月 1 日現在の面積

※2 平成 28 年 1 月 1 日現在の面積



都計第 1261 号  
平成 28 年 9 月 23 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏三



阪神間都市計画生産緑地地区の変更について (回答)

平成 28 年 9 月 12 日付け尼都計第 2170-2 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。